

○後志広域連合広域計画策定会議設置要綱

平成19年 9 月 7 日
要綱第 2 号

(設置)

第1条 本広域連合の広域計画を策定するため、後志広域連合広域計画策定会議（以下「策定会議」という。）を置く。

(所掌)

第2条 策定会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 広域計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、広域計画作成のため必要と認められる事項の連絡及び調整に関すること。

(組織)

第3条 策定会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副広域連合長
- (2) 関係町村の副町村長等

(会議の主宰)

第4条 策定会議は、副広域連合長がこれを主宰する。

- 2 副広域連合長に事故があるときは、関係町村の副町村長等から互選された者がその職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 策定会議は、必要に応じて、副広域連合長が招集する。

(部会)

第6条 副広域連合長は、第2条第1号に掲げる広域計画の策定に関し必要と認めるときは、策定会議に部会を設置し、調査研究させることができる。

- 2 部会は、関係町村の課長職又は係長職にある者をもって構成する。

- 3 部会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 広域連合が処理する事務事業に関する、現状及び課題等の調査研究等
- (2) 広域計画の基本計画素案の作成

(会議の庶務)

第7条 会議の庶務は、後志広域連合事務局総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、副広域連合長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年 9 月 7 日から施行する。